

編入学資格証明書【高等学校専攻科修了（見込）者用】の発行について

「編入学資格証明書【高等学校専攻科修了（見込）者用】」は高等学校専攻科を修了された方が、当学部に編入学するにあたっての資格要件を確認する為の書類となります（修了見込を含む）。

以下の留意点をご一読の上、ご不明な点等ございましたら、当学部までご連絡お願いいたします。

<記入方法>

- ・全ての項目について、貴校にてもれなくご記入ください（志願者本人不可）。
- ・学校名は在籍時の校名を記入し、変更がある場合は、下段に現在の校名と変更年月日をご記入ください。
また、廃校の場合は、廃校年月日と証明書発行業務等の事務移管先をご記入ください。また、廃校の場合の証明者は、事務移管先およびその責任者となります。その場合、本書最下欄の「学校名」「学校長名」をそれぞれ二重線で訂正し「事務移管先」「責任者」をご記入ください。
- ・「学年」欄をご確認の上、「年度」、「時間数」、「修得単位数」の各欄を必ず記入してください。
- ・「時間数」欄には、修得単位の授業時間数を記入してください。
- ・編入学資格を満たさない場合、発行はせず、証明書の発行依頼者に本証明書を発行できない理由をご説明ください。

<参考>高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準の概要（全日制の場合）

【修業年限】 **2年以上**（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第100条の2第1号）

【修了要件】 **62単位以上**（平成28年文部科学省告示第63号）

※授業科目の単位数を定めるにあたっては、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、専攻科の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で高等学校が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、音楽等の学科における個人指導による実技の授業については、高等学校が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
上述の規定にかかわらず、修了研究、修了製作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

【教員組織】 専攻科の全日制の課程における教員の数は、（文部科学省告示の）別表第1に定める数以上とすること。教員の数の半数以上は、専任の教員（専ら当該専攻科における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあっては、当該校長を含む。以下同じ。）でなければならないこと。ただし、当該専任の教員の数は3人を下ることができないこと。（平成28年文部科学省告示第63号）

【施設】 専攻科を置く高等学校の校舎には、当該専攻科の目的、生徒数、課程又は学科に応じ、専ら当該専攻科の授業の用に供する教室その他必要な附帯施設を備えなければならないこと。専攻科を置く高等学校は、当該専攻科の目的に応じ、専ら当該専攻科の授業の用に供する実習場その他の必要な施設を確保しなければならないこと。（平成28年文部科学省告示第63号）

<お問合せ先>

鹿児島大学教育学部教務係

Tel : 099-285-7713

e-mail : edukyomu@kuas.kagoshima-u.ac.jp